附則第三十一条の三及び第三十一条の四中「地域子ども・子育て支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業」に改め、「児童手当の」を削り、「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに」を「業務取扱費（子ども手当の業務取扱費を含む。）及び」に、「執行に要する費用」を「業務取扱費で国庫が負担するもの」に改め、「事務の執行に要する費用」の下に「で国庫が負担するもの」を加え、「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改め、「並びに子ども・子育て支援交付金」の下に「、仕事・子育て両立支援事業費」を加え、「第五項」を「に係る国庫負担金の額」に、「第十八条第二項」を「第十八条第二項の規定による国庫負担金の額」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十八年度の予算から適用し、平成二十七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

4　前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第二十三号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第一条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「財政融資資金勘定」を削り、「第三条」の下に「・第三条の二」を加え、「及び東京地下鉄株式会社」を「、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社」に、「・第五条」を「―第五条の二」に改める。

第一条中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改め、「財政融資資金勘定」を削り、「及び東京地下鉄株式会社」を「、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社」に改める。

第二条及び第二章の章名中「財政融資資金勘定」を削る。

第三条に見出しとして「財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ」を付する。

第二章中第三条の次に次の一条を加える。

（財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ）

第三条の二　政府は、平成二十八年度から平成三十四年度までの間において、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計投資勘定の歳出とする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十七条第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

第三章の章名中「及び東京地下鉄株式会社」を「、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社」に改める。

第三章中第五条の次に次の一条を加える。

（日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第五条の二　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十六条第十一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

第六十九条第四項中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改める。

第七十二条第二項中「繰入金」の下に「及び平成二十八年度から平成三十四年度までの間における第三条の二の規定による財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

四　第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした日本郵政株式会社の株式

第七十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。

（財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正）

第二条　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年度から平成二十七年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てる」を「経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二十八年度から平成三十二年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図る」に改め、「とともに、平成二十四年度及び平成二十五年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定める」を削る。

第四条を削る。

第三条中「おいては」の下に「、平成三十二年度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し」を加え、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「平成二十四年度から平成二十七年度まで」を「平成二十八年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第一項中「及び第四条第一項の規定」を削り、「平成二十八年度から平成三十二年度まで」を「平成二十四年度から平成二十七年度まで」に改め、同条を第三条とする。